

改正後	<p>(犯罪被害者支援室) 第十三条 「略」</p> <p>2 犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>3・4 「略」</p>
改正前	<p>(犯罪被害者支援室) 第十三条 「同上」</p> <p>2 犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>3・4 「同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	